

市民の声への回答(R元.7月受付分)

受付日	受付区分	種類	担当課	件名	受信内容	回答
				住所・氏名・電話		
令和1年7月2日	メール	苦情	税務課	督促状について	先日 住民税の督促状が毎月来ており、はがきを止めてくれるようファックスで送ったところ、担当者から電話連絡があり「決まりだから、止められない」と言う連絡がありました。 支払い処理が毎月23日なので督促されてしまうのですが、去年は止めることが可能で来てなかったのに、新年度になりまた来るようになりました。 担当者は決まりだからしか言わず検討とか上申とかしないのか、役所仕事は決まりを言えば事が済むのかとおもいました。 はがき1枚でもじ市税の無駄使いなので再度考えるように検討をお願いしますとあります。	住民税の督促状については、地方税法第329条の規定により、納期限内に完納しない場合は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないと定められています。 督促状は同法第331条の規定による滞納処分の条件であることから、同法第329条の規定に該当する全ての納税者様又は特別徴収義務者様にお送りしています。 個別対応により督促状の発布を止めることは、他の納税者様や特別徴収義務者様との公平性を維持する観点から行っていません。 また、住民税特別徴収の納期限は毎月10日ですので、期限内納付への御理解、御協力をお願いします。
				-		
令和1年7月12日	メール	苦情	総務課	窓口対応について	窓口で時間が掛かったことに関しては、『申し訳ありませんでした。』と、言われたが、主事とゆう役職で、窓口業務がスムーズにできなくてもよいのでしょうか？ どんな窓口業務にせよ、課の職員なら、誰でも、窓口の対応は出来るべきではないのか？	窓口での対応の詳細が分からないため、具体的な回答ができませんが、スムーズな対応ができず、かなりの時間をお待たせしましたことにはお詫び申し上げます。 日頃から、窓口を含む様々な場面においては、正確で迅速かつ親切・丁寧な対応を心掛けるよう指導を行っているところですが、なお一層の徹底と職員の意識改革を進めていきます。また、複数の職員が窓口対応に当たることができるよう職員教育にも努めていきます。
				-		
令和1年7月19日	電話	要望	教育総務課	滝根小学校周辺の草刈りについて	Q1. 滝根小学校周辺の草刈りの際、フェンスの周りだけ草刈り機で刈れないので、草刈りしやすいようにフェンスの底上げをしてほしい。 Q2. フェンスの周りだけ草刈り機で刈れないので、草が残ったままになっている。	A1. 当該フェンスにつきましては、滝根小学校建築の際、学校の授業やスポーツ少年団活動などで球技を行う際にフェンスから外部にボールが出るのを防ぐことや、防犯・安全面に考慮して現在の構造としています。 A2. 草刈り機によるフェンス周辺の草刈り作業につきましては、草刈り機やフェンスを痛める恐れや安全に作業を行う観点から、教職員等が手作業で実施していますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。
				-		